

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-177916

(P2004-177916A)

(43) 公開日 平成16年6月24日(2004.6.24)

(51) Int.Cl.⁷

G09F 13/00

G09F 13/04

G09F 13/22

H05B 33/08

F I

G09F 13/00

G09F 13/04

G09F 13/22

H05B 33/08

テーマコード (参考)

3K007

5C096

審査請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 4 頁)

(21) 出願番号 特願2002-382783 (P2002-382783)

(22) 出願日 平成14年11月27日 (2002.11.27)

(71) 出願人 594130949

高橋 克文

北海道札幌市東区北7条東19丁目1番1
2-208

(72) 発明者 高橋 克文

北海道札幌市東区北7条東19丁目1番1
2-208

Fターム(参考) 3K007 AB17 GA00

5C096 AA01 BA01 BA04 BC02 BC11

BC15 BC20 CC07 DC02 DC04

FA02

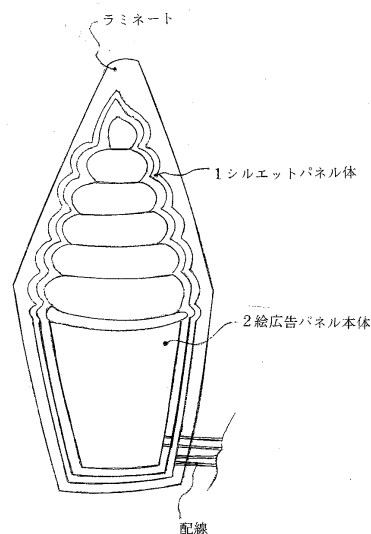
(54) 【発明の名称】 E Lパネルの絵広告点滅発光装置

(57) 【要約】

【課題】絵広告媒体物の外側にシルエットパネル体を設ける工夫をすることで、より効果的な絵看板広告にできることを究めたものである。本発明は、絵広告媒体物の外側にシルエットパネル体を設けた、絵広告媒体物をより印象深くなるように点滅発光に工夫を凝らしたE Lパネルの絵広告点滅発光装置を提供しようとするものである。

【解決手段】E Lパネルにおいて、カッティングした絵広告パネル本体の外側近傍に、前記絵広告パネル本体の輪郭を象ったシルエットパネル体を、前記絵広告パネル本体とは分離した状態に成型して設け、併せて前記絵広告パネル本体と、前記シルエットパネル体とを一体的にラミネートによる熱着加工をすると共に、当該E Lパネル点滅発光装置において、一番目に前記シルエットパネル体を、二番目に前記絵広告パネル本体を、三番目に前記一番目のシルエットパネル体と、二番目の絵広告パネル本体とを同時に、という順で、少しの時間差を設けて、繰り返し順に点滅発光させる。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ＥＬパネルにおいて、カッティングした絵広告パネル本体（２）の外側近傍に、前記絵広告パネル本体（２）の輪郭を象ったシルエットパネル体（１）を、前記絵広告パネル本体（２）とは分離した状態に成型して設け、併せて前記絵広告パネル本体（２）と、前記シルエットパネル体（１）とを一体的にラミネートによる熱着加工をすると共に、当該ＥＬパネル点滅発光装置において、一番目に前記シルエットパネル体（１）を、二番目に前記絵広告パネル本体（２）を、三番目に前記一番目と二番目のパネル体を同時に、という順で、少しの時間差を設けて、繰り返し順に点滅発光させることを特徴とするＥＬパネルの絵広告点滅発光装置。

10

【発明の詳細な説明】

【０００１】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ＥＬ（エレクトロルミネセンスともいう）パネルの絵広告媒体物に関するもので、詳しくは絵広告媒体物の外側にシルエットパネル体を設け、点滅発光させることのできるＥＬパネルの絵広告点滅発光装置に関する。

【０００２】

【従来の技術】

近年ＥＬパネルによる看板広告が目につくようになってきている。ＥＬパネルは、近年の技術進歩に伴い三原色は勿論のこと、必要とする色調を出せる技術水準にある。ＥＬパネルによる看板広告は、薄い、軽量、省電力、熱を持たない発光体、ムラのない面発光で点滅発光させることが可能という特徴を有するものである。従ってＥＬパネルを加工した看板広告媒体物としての広範な用途をもっている。ＥＬパネルによる看板広告媒体物は、そのカラフルさと相俟って、透明感のある面発光体は二ユーフェイスの看板体であり、これまでに存在しなかった新しい広告媒体物として注目されているものである。

20

【０００３】

【発明が解決しようとする課題】

ＥＬパネルによる看板広告媒体物は、その用いられ方はおよそ次の三通りである。一つ目は、文字のみによる看板広告媒体物である。二つ目は、絵のみによる看板広告媒体物である。三つ目は、文字と絵を組み合わせた看板広告媒体物である。本発明は絵広告媒体物に関するものであるから、前記の二つ目、三つ目に適用されるものである。文字広告媒体物が表現する内容を読んで理解しなければならないのに対し、絵広告媒体物は、絵そのものが伝えたい内容を表現できることから、観ただけで理解できるという強みを持っている。従って絵広告媒体物は看板広告としての役割は大きく、また広範な用いられ方が期待できるものである。本発明は、発明者がＥＬパネルの研究に長い間組む中で、絵広告媒体物の外側にシルエットパネル体１を設ける工夫をすることで、より効果的な絵看板広告にできることを究めたものである。しかるに従来の技術では、ＥＬパネルによる絵広告媒体物の外側にシルエットパネル体１を設けて、点滅発光させる絵方広告看板は見当たらなかった。従って本発明は、絵広告媒体物の外側にシルエットパネル体１を設け、絵広告媒体物がより印象深く映し出せるように、工夫を凝らしたＥＬパネルの絵広告点滅発光装置を提供しようとするものである。

30

40

【０００４】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために、本発明におけるＥＬパネルの絵広告点滅発光装置は、次のような構成としている。

【請求項 1】 ＥＬパネルにおいて、カッティングした絵広告パネル本体２の外側近傍に、前記絵広告パネル本体２の輪郭を象ったシルエットパネル体１を、前記絵広告パネル本体２とは分離した状態に成型して設け、併せて前記絵広告パネル本体２と、前記シルエットパネル体１とを一体的にラミネートによる熱着加工をすると共に、当該ＥＬパネル点滅発光装置において、一番目に前記シルエットパネル体１を、二番目に前記絵広告パネル本体２

50

を、三番目に前記一番目のシルエットパネル体 1 と、二番目の絵広告パネル本体 2 とを同時に、という順で、少しの時間差を設けて、繰り返し順に点滅発光させる。

【0005】

【発明の実施の形態】本発明の実施例について図面を参照に説明する。

図 1、2 は、本発明の一実施例を示すものである。図 1 は、一体的にラミネート加工した E L パネルの正面図、図 2 は、本実施例の論理タイミングチャートである。

【0006】

本実施例では図 1 に示すように、E L パネルにおいて、カッティングした絵広告パネル本体 2 の外側近傍に、前記絵広告パネル本体 2 の輪郭を象ったシルエットパネル体 1 を、前記絵広告パネル本体 2 とは分離した状態に成型して設け、併せて前記絵広告パネル本体 2 と、前記シルエットパネル体 1 とを一体的にラミネートによる熱着加工してある。また当該 E L パネル点滅発光装置は、図 2 の論理タイミングチャートに示すように、一番目に前記シルエットパネル体 1 を、二番目に前記絵広告パネル本体 2 を、三番目に前記一番目のシルエットパネル体 1 と、二番目の絵広告パネル本体 2 とを同時に、という順で、少しの時間差を設けて、繰り返し順に 3 段階の点滅発光ができるようになっている。

10

【0007】

上記の E L パネル点滅発光回路は、次の工程を経て達成される。

i . インバータ回路に A C 又は D C 電源を接続し、E L パネルに A C 1 0 0 V 4 0 0 H z を供給する。

20

i i . 点灯制御回路に電源回路から D C の 1 2 V から 5 V を供給する。

i i i . 点灯制御回路は、クロック発生回路と 3 ビットレジスタなどの論理回路を使い出力回路で E L パネルを点灯させる。

【0008】

本発明は、上記のように構成されているので、E L パネルを用いた絵広告媒体物の実施をすると、まず一番目の広告媒体物として、シルエットパネル体 1 を点滅発光させて、絵広告パネル本体 2 を映し出す予告発光を行う。このシルエットパネル体 1 の予告発光をすることにより、絵広告媒体物を象徴的・幻想的に表現できると同時に、絵広告媒体物への興味を持たせることができる。次に二番目の広告媒体物として、絵広告パネル本体 2 を点滅発光させて、広告目的を絵で表現した広告媒体物の本体を映し出すのである。この場合、この前段にシルエットパネル体 1 の点滅発光があったことから、絵広告パネル本体が 2 一層際立って映し出されることになる。最後に三番目の広告媒体物として、一番目のシルエットパネル体 1 と、二番目の絵広告パネル本体 2 とを同時に、点滅発光させる。この絵広告媒体物では、絵広告パネル本体 2 と同時に、絵広告パネル本体 2 の外側にシルエットパネル体 1 を映し出すので、絵広告パネル本体 2 が大きく拡張された状態に映し出すことができる。この絵広告パネル本体 2 を大きく拡張された状態に映し出すことで、絵広告媒体物をより強力に印象づけることができる。更にこの後、この一番目、二番目、三番目の三段階を順に繰り返す点滅発光により、絵広告媒体物を変化に富んだ飽きのこない点滅発光ができ、看板広告としての役割を十分に果たすことができる。

30

【0009】

本絵広告媒体物は、店の看板広告や商品広告、非常口の案内などの屋内案内板、クリスマス・ツリーの飾り物などの室内飾り物、等々、広範な広告媒体物としての適用が期待できる。

40

【0010】

【発明の効果】

本発明は上記のとおり構成されているので、次に記載する効果を奏する。

1 . 絵広告パネル本体 2 を点滅発光する前に、その輪郭を表現できるシルエットパネル体 1 を点滅発光させることによって、絵広告媒体物の陰影を予告的に、幻想的・象徴的に表現することができる。

2 . 一番目にシルエットパネル体 1 を、二番目に絵広告パネル本体 2 を、三番目に一番目のシルエットパネル体 1 と、二番目の絵広告パネル本体 2 とを同時に、という 3 段階に、

50

点滅発光させることで、点滅発光が変化に富んだものになり、映し出された絵広告媒体物を飽きることなく観ることができるので、看板広告としての役割を十分に果たすことができる。

3. ELパネルの透明感のある電光と相俟って、絵広告媒体物の3段階の陰影の点滅発光はより美しく印象的なものになり、EL絵広告媒体物に夢とロマンを醸し出す雰囲気を漂わすことができる。

【0011】

【図面の簡単な説明】

【図1】一体的にラミネート加工したELパネルの正面図である。

【図2】本発明の論理タイミングチャートである。

【0012】

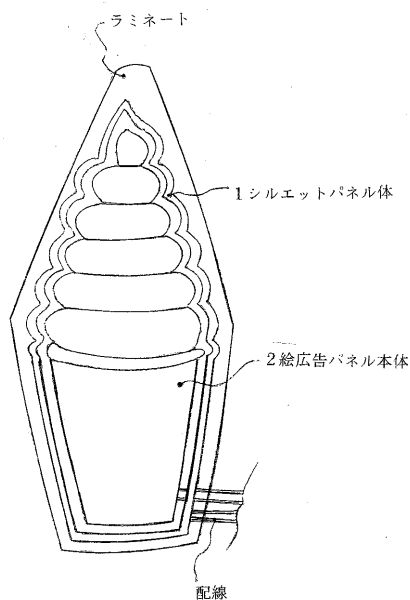
【符号の説明】

(1) は シルエットパネル体

(2) は 絵広告パネル本体

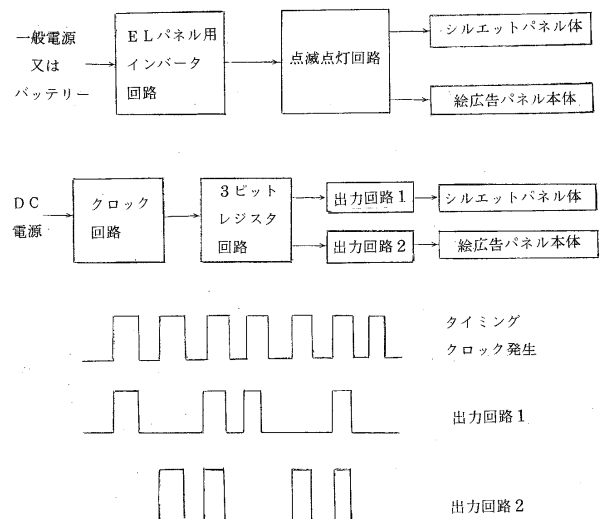
10

【図1】



【図2】

論理タイミングチャート



专利名称(译)	EL面板图片广告闪烁发光装置		
公开(公告)号	JP2004177916A	公开(公告)日	2004-06-24
申请号	JP2002382783	申请日	2002-11-27
申请(专利权)人(译)	高桥 克文		
[标]发明人	高橋 克文		
发明人	高橋 克文		
IPC分类号	H05B33/08 G09F13/00 G09F13/04 G09F13/22		
CPC分类号	Y02B20/32		
FI分类号	G09F13/00.W G09F13/04.Z G09F13/22.Z H05B33/08		
F-TERM分类号	3K007/AB17 3K007/GA00 5C096/AA01 5C096/BA01 5C096/BA04 5C096/BC02 5C096/BC11 5C096/BC15 5C096/BC20 5C096/CC07 5C096/DC02 5C096/DC04 5C096/FA02 3K107/AA01 3K107/AA05 3K107/BB06 3K107/CC41 3K107/HH02 3K107/HH04		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：通过在图片广告介质外部设计轮廓面板主体来找到更有效的图片招牌广告。 本发明提供了一种EL面板的图像广告闪烁发光装置，其中，在图像广告介质的外侧设置有轮廓面板主体，其设计为闪烁发光，以使图像广告介质更加令人印象深刻。 有。 解决方案：在EL面板中，轮廓图片面板主体的形状为图片广告面板主体的轮廓，在切出的图片广告面板主体的外部附近形成，并且与图片广告面板主体分离。 另外，图片广告面板主体和轮廓面板主体通过层压一体地热结合，并且在EL面板闪烁发光装置中，首先布置轮廓面板主体，然后布置轮廓面板主体。 使广告面板主体与第三轮廓面板主体和第二图片广告面板主体同时闪烁，但时间差很小，并且重复闪烁发光。 [选型图]图1

